

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則 福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則 一
- 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則 一
- 福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 二
- 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則 三
- 訓 令 標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令 三
- 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令 三
- 職員の給料の決定の基準に関する規程の一部を改正する訓令 三

規 則

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則、福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則、福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則及び地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福島県規則第三十九号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則（昭和二十八年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

福島県知事 内 堀 雅 雄

別表第一福島市の部9の項中「大雅生小学校」を「大雅生学園」に改め、同部15の項中「大波小学校」を「田大波小学校」に改め、同部24の項中「大平寺」を「大平寺」に改め、同表会津若松市の部2の項中「及び」を「、」と改め、同表南町の区域のうち5の地域に含まれる区域及び695番から699番までの区域以外の区域並びに「及び」を「、」と改め、同部5の項中「及び対馬館町」を「、対馬館町、殿寺北一丁目、幕内南町中670番から694番まで及び古町中668番から674番まで」に改め、同表田中市の部22の項中「あぶくま養護学校」を「あぶくま支援学校」に改め、同表いわき市の部2の項中「平養護学校」を「平支援学校」に改め、同部5の項中「いわき養護学校」を「いわき支援学校」に改め、同部6の項中「養学校平分校」を「いわき養護学校」に改め、同表相馬市の部9の項中「玉野小学校」を「田玉野小学校」に改め、同表田村市の部7の項中「古道小学校」を「田古道小学校」に改め、同部6の項中「岩井沢小学校」を「田岩井沢小学校」に改め、同表伊藤市の部4の項中「五十沢小学校」を「田五十沢小学校」に改め、同部5の項中「富野小学校」を「田富野小学校」に改め、同部6の項中「山形生小学校」を「田山形生小学校」に改め、同部7の項中「白根小学校」を「田白根小学校」に改め、同表伊達市国見町の部1の項中「大波小学校」を「田大波小学校」に改め、同表猪苗代町の部9の項中「猪苗代養護学校」を「猪苗代支援学校」に改め、同表三春町の部4の項中「及び大字春沢」を「、大字春沢及び深作」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一福島市の部9の項及び24の項、会津若松市の部並びに三春町の部の改正規定は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

福島県規則第四十号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「同日前」の下に「において知事が別に定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該技能労務職員が地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十九条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして知事が別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第五条第四項中「同項」を「前項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第五項中「同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した技能労務職員であつて知事が定めるもの」を「同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合」に改め、「号給数は、」の下に「勤務成績に応じて」を加える。

第六条の二第一項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を「法」に改め、同条第二項中「地方公務員法」を「法」に改める。

「五号棟の二十一号室、二十二号室」を「五号棟の十一号室から二十二号室まで」に、「二十六号室及び二十九号室」を「二十六号室から三十号室まで、三十二号室、三十五号室から三十七号室まで、三十九号室及び四十号室」に改める。

別表第四福島県営荒井団地の項中「〇・九二九八」を「〇・九二五九」に改める。

（建築住宅課）

福島県規則第四十三号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める

規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則（昭和四十四年福島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

本則第二号ア中「局次長」の下に「、局参事」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経営・販売課）

訓 令

福島県訓令第十一号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「風評・風化対策監」を「風評・風化対策監 国際研究産業都市推進監」に、「児童相談所長」を「児童相談所長 動物愛護センター支所長」に、「精神保健福祉センター所長 環境医学研究所所長」を「精神保健福祉センター所長」に、「食肉衛生検査所長」を「食肉衛生検査所長 動物愛護センター支所長」に、「児童相談所相談室長」を「児童相談所相談室長 動物愛護センター支所次長」に、「総合衛生学院事務局長 環境医学研究所副所長」を「総合衛生学院事務局長」に、「ハイ

テクプラザ部長」を「環境創造センター研究部副部長 ハイテクプラザ部長」に、「食肉衛生検査所次長」を「食肉衛生検査所次長 動物愛護センター次長 動物愛護センター支所次長」に、「福島学園課長」を「福島学園課長 総合療育センター生活指導部長」に、「農業総合センター農業短期大学校部長 農業総合センター農業短期大学校科長」を「農業総合センター農業短期大学校部長」に、「あづま船長」を「あづま船長 あづま機関長」に、「大笹生学園課長 総合療育センター生活指導部長」を「大笹生学園課長」に、「いわき丸機関副部長 あづま機関長」を「いわき丸機関副部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（行政経営課）

福島県訓令第十二号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日 福島県知事 内 堀 雅 雄

職員給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年福島県訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「風評・風化対策監」を「風評・風化対策監 国際研究産業都市推進監」に、「食肉衛生検査所長」

を「食肉衛生検査所長」に、「衛生研究所支所長」を「衛生研究所支所長」に、動物愛護センター支所長」を「動物愛護センター支所長」に、環境医学研究所長」

「ふたば復興事務所次長」を「ふたば復興事務所次長」に、「食肉衛生検査所次長」

「食肉衛生検査所次長」を「食肉衛生検査所次長」に、「衛生研究所副所長（医療職給料表（二）の適用を動物愛護センター次長」に、「衛生研究所副所長（医療職給料表（二）の適用を動物愛護センター支所次長」に、環境医学研究所副所長

を受ける者に限る。）を「衛生研究所副所長（医療職給料表（二）の適用を受ける者に限る。）」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（人事課）

福島県訓令第十三号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

職員の給料の決定の基準に関する規程の一部を改正する訓令をここに定める。
平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職員の給料の決定の基準に関する規程の一部を改正する訓令

職員の給料の決定の基準に関する規程（昭和四十二年福島県訓令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条から第三条まで及び第五条中「給与規則」を「初任給規則」に改める。

第六条中「給与規則」を「初任給規則」に、「第三十八条第四項」を「第三十八条第

八項」に、「号給」を「当該号給」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年三月三十一日から施行する。

（人 事 課）